

八尾市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ編)

素案



令和3年(2021年)3月

八尾市

目次

第1章. 計画の基本的な事項	1
第1節. 計画改定の趣旨と位置付け	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画期間	4
4. 計画の対象廃棄物の範囲	4
5. 想定人口	4
第2節. 市民・事業者・行政の役割	5
1. 市民・事業者・行政の役割	5
第3節. 計画の進行管理	6
1. 計画の進行管理	6
2. 計画の実施	6
第2章. 現状と課題	7
第1節. 八尾市の概況	7
1. 位置・地形	7
2. 気候・気象	7
3. 人口・行政区	7
4. 土地利用構造	7
5. 交通網	8
6. 産業構造	8
第2節. ごみ処理の現状	9
1. ごみの収集体制	9
2. ごみ処理の流れ	11
3. ごみ処理施設	12
4. 処理実績	13
5. ごみの組成	15
6. 処理経費	17
7. 他自治体との比較	18
第3節. 計画改定に向けての方針	19
1. 現計画の達成状況	19
2. 計画改定に向けての方針	20
第3章. 計画の基本理念と目標	22

第1節. 基本理念と基本方針	22
1. 基本理念	22
2. 基本方針	22
第2節. 目標	24
1. 目標	24
第4章. 目標達成に向けた施策	26
第1節. 基本方針Ⅰ パートナーシップの構築	26
1. 市民・事業者・行政の相互理解と協力体制の整備	26
2. ごみ・環境問題に関する情報提供の充実	26
3. 自治体間の連携・協力による施策の推進	27
4. 全庁的な取組の推進	27
第2節. 基本方針Ⅱ 持続的に発展可能なシステムへの転換	28
1. ごみの少ない、ものを大切にするライフスタイルの普及	28
2. 資源を有効活用する事業活動、店頭等における資源回収の促進	28
3. 再生紙等の再生品の利用拡大	29
第3節. 基本方針Ⅲ 事業系ごみの減量・資源化施策の推進	30
1. 排出者責任の定着	30
2. 排出事業者に対する減量指導の強化	30
3. 搬入物検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施	31
4. 食品廃棄物の資源化の促進	31
5. 資源化可能物の資源化の促進	31
第4節. 基本方針Ⅳ 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進	32
1. 環境教育・環境学習の推進	32
2. 生ごみの減量・資源化の推進	32
3. 食品ロス削減の推進	33
4. プラスチックごみ削減の推進	33
5. 集団回収等の自主的なリサイクル活動の推進	34
第5節. 基本方針Ⅴ 安全・安心、安定的なごみ処理の推進	35
1. 資源化の推進と適正処理、効率的かつ効果的な分別収集体制等の整備	35
2. 既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と延命化	35
3. 将来におけるごみ処理施設の方向性についての調査研究及び安定的な確保	36
4. 不法投棄等の防止	36
5. 災害廃棄物処理対策の充実	37

第1章. 計画の基本的な事項

第1節. 計画改定の趣旨と位置付け

1. 計画改定の趣旨

八尾市（以下、「本市」という。）では、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動による廃棄物の大量発生や環境負荷の増大等に伴って生じた環境問題への反省から、環境負荷の削減に向けた資源循環型社会を構築していくため、様々な施策を実施してきました。

本市では、平成15年（2003年）9月に「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定し、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度の導入、八尾市立リサイクルセンターの整備、家庭系ごみの8種分別・指定袋制の全市域実施等、循環型社会の構築に向けた取組を推進してきました。

「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」は、平成24年（2012年）3月に改定（以下、平成24年改定の計画を「現計画」という。）を行い、「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』～ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまちを目指して～」を基本理念とし、「パートナーシップの構築」、「持続的に発展可能なシステムへの転換」、「循環型システムの構築」、「事業系ごみの減量・資源化施策の推進」、「家庭系ごみの減量・資源化施策の推進」、「安全・安心、安定的なごみ処理の推進」の6つの基本方針を定め、新たな取組として、平成25年（2013年）10月からは粗大ごみの有料化、平成28年（2016年）10月からは、新しい指定袋制度の実施等、家庭及び事業所から日常的に排出される、ごみの資源化と適正処理に努めてきました。

国においては、昨今、世界的な穀物価格高騰や約7億人の飢餓人口の中で、「食品ロス」が多量に発生している状況や、国において平成30年（2018年）4月に策定された「第五次環境基本計画」の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方も取り入れ、「経済」、「国土」等分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが提唱されています。

それらを踏まえ、平成30年（2018年）6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成に向けた、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の7つの中長期的な方向性が示されています。

合わせて、世界的に大きな問題となっている海洋プラスチック汚染について、今後の日本のビジョンを示すために、令和元年（2019年）5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、レジ袋有料化の義務化を含む、プラスチックの資源循環を総合的に推進する4つの戦略が定められています。

このような国の状況に加え、現計画の最終目標年度が令和2年度（2020年度）であることから、設

定した減量目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみの現状を踏まえた排出量・処理量の将来予測等、循環型社会の実現に向けて一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の改定を行うこととします。

SDGs とは・・・

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択され、誰一人取り残さないとの誓いの下、貧困や格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、令和 12 年（2030 年）を期限とする 17 のゴール（意欲目標）、169 のターゲット（達成目標）と 232 のインディケーター（指標）の 3 層構造で構成されています。

先進国・途上国を問わず、すべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

廃棄物分野に関連する内容としては、以下の項目が挙げられます。

- 廃棄物エネルギーの利活用促進
- 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上
- 食品ロス対策を含めた資源ロスの削減
- 廃棄物循環利用のさらなる促進
- 災害廃棄物対策



2. 計画の位置付け

「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下、「本計画」という。）は、本市のまちづくりを進める上で指針となる「八尾市第6次総合計画」と環境部門の総合計画である「八尾市環境総合計画」のし尿・生活排水を除いた一般廃棄物部門について基本的施策を定めた計画です。また、法令や国、大阪府及び大阪広域環境施設組合の諸計画との整合性を図りながら、今後の廃棄物行政における本市の方向性を定めたものです。

なお、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、長期的な視野に立った一般廃棄物（ごみ）処理の基本的事項を定め、総合的かつ計画的にごみ処理を推進するため改定します。

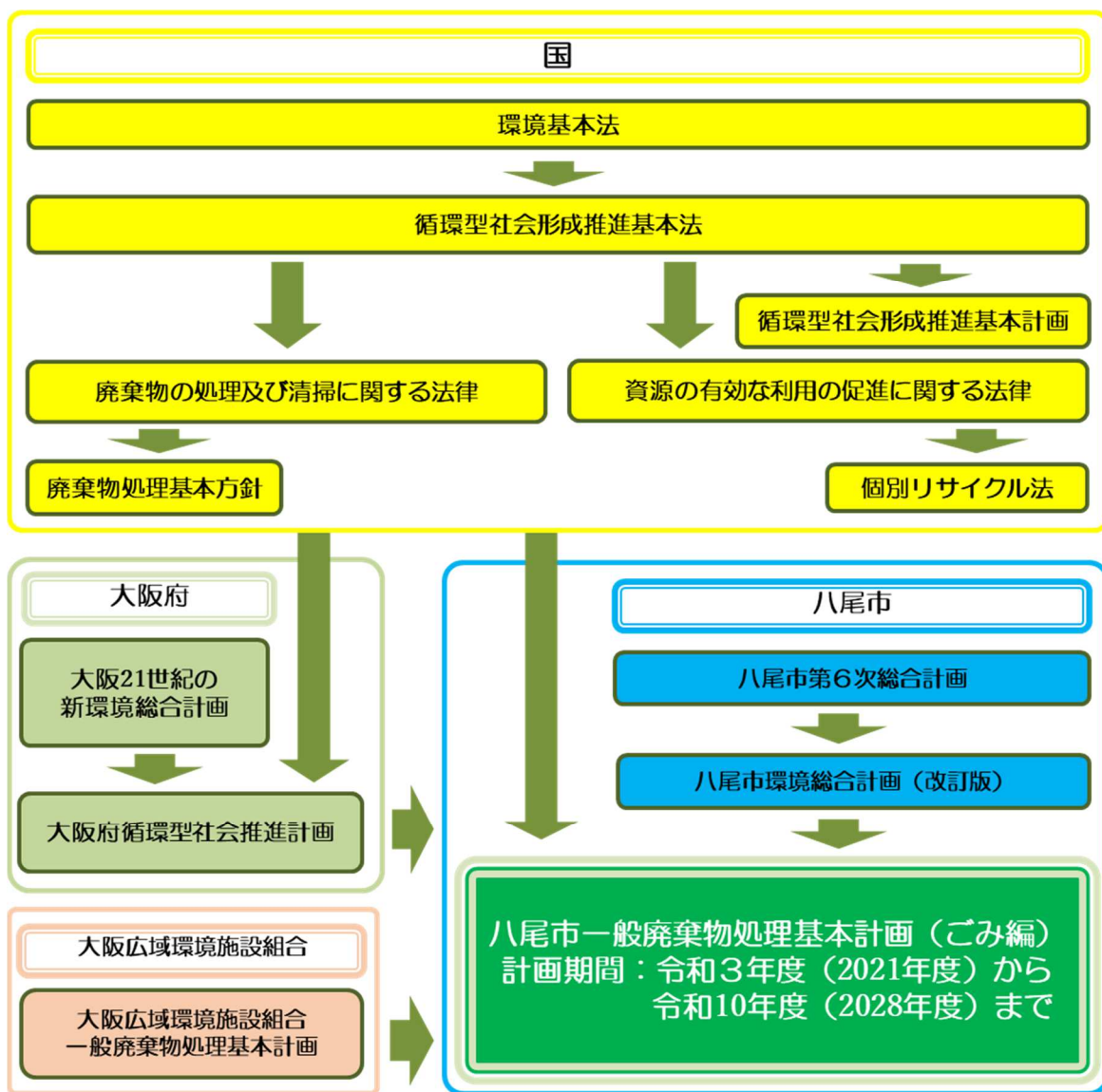


図1-1 計画の位置付け

3. 計画期間

本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、8年後の令和10年度（2028年度）を最終目標年度として検討しています。令和6年度（2024年度）を本計画の中間目標とし、法改正や社会情勢の変化等、必要に応じて、計画の見直しを行います。

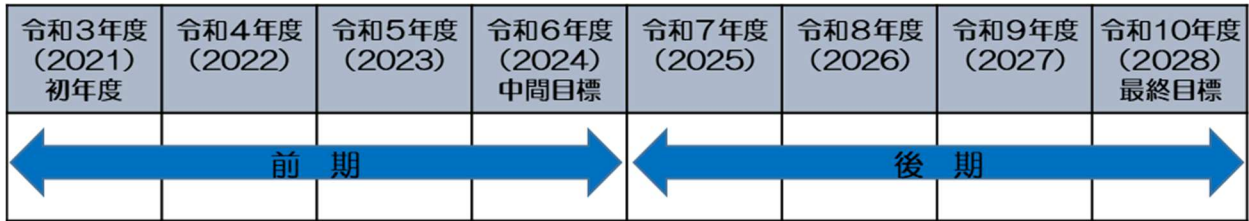


図1-2 計画の目標年度

4. 計画の対象廃棄物の範囲

廃棄物の範囲は一般廃棄物（ごみ）とします。

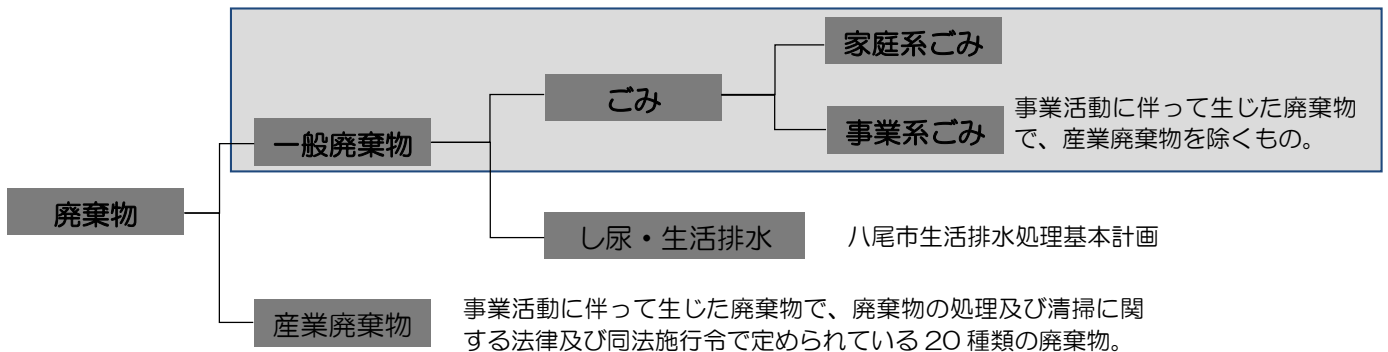


図1-3 廃棄物の区分

5. 想定人口

「八尾市第6次総合計画」では、令和10年度（2028年度）の人口を254,000人と約12,000人減少すると想定していることから、本計画においても、以下のとおり推移していくこととします。

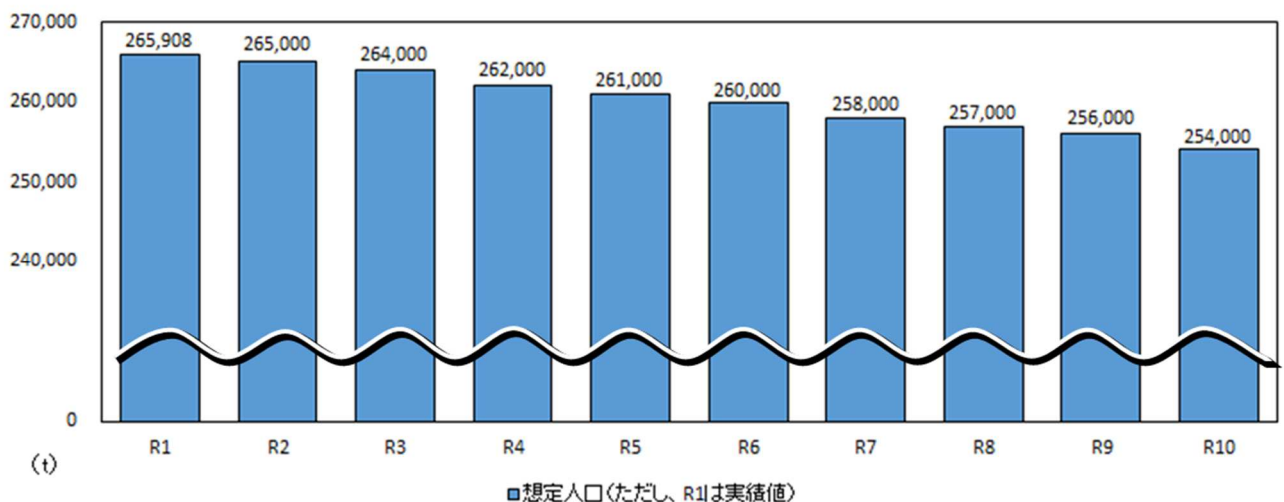


図1-4 想定人口

第2節. 市民・事業者・行政の役割

1. 市民・事業者・行政の役割

本計画の各施策は、市民・事業者・行政が、三位一体となり、協働して取組を推進していくとともに、それぞれの役割を認識し行動に移すことで、本市のごみの減量・資源化につなげ循環型社会の実現を目指します。

(1) 市民の役割

- 市民一人ひとりが排出者として自覚と責任を持ち、ごみをできるだけ出さない生活様式の確立を目指す必要があります。
- ごみの分別や集団回収への参加等、積極的にごみの減量・資源化に取り組むことが望まれます。

(2) 事業者の役割

- 事業者は、事業活動に伴って生じたごみを自らの責任において適正に処理を行うとともに、ごみの減量・資源化に努め、環境への負荷が少ない事業活動を行っていくことが望まれます。
- 各従業員は、ごみに対する理解を深め、職場における適正処理を実践していくことが望まれます。

(3) 行政の役割

- 行政は、市民・事業者が、積極的にごみの減量・資源化に取り組めるよう、効率的かつ効果的な仕組みを構築します。
- 環境への負荷を減らし、安全・安心、安定的なごみ処理体制を確保します。
- 排出者として、事業者としての側面もあることから、職員一人ひとりが意識し、率先してごみの減量・資源化に取り組みます。

第3節. 計画の進行管理

1. 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各施策が適切に実施されているかチェックを行う等の進行管理を行うとともに、事業効果等を的確に評価できる体制づくりを進めます。

本計画の進行管理については、計画の策定（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、計画の継続的な評価・見直しと新たな要素を考慮しながら実施します。

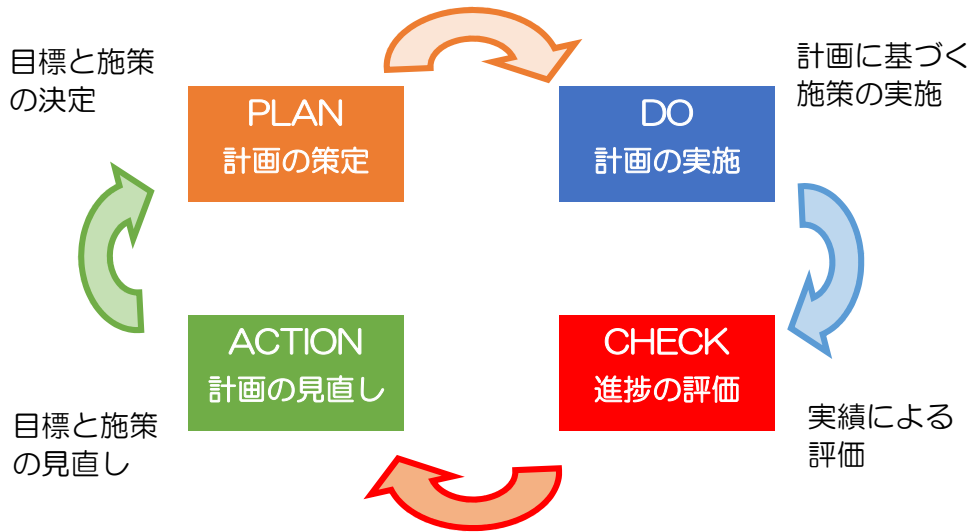


図1-4 進行管理の流れ

(1) 進行管理体制の確立

本計画の施策の推進状況を管理する体制を本市で確立させ、施策の推進にあたります。

(2) 進行状況の評価及び公表

本計画の具体的な施策の実施状況や数値目標の達成状況等を定期的に評価し、課題をまとめ、評価結果を公表します。

(3) 次期計画への反映

評価した内容や課題については、次期計画へ反映し、改善します。

2. 計画の実施

市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割を明確にし、福祉等の他の分野と統合的な取組を、計画的かつ継続的に推進します。

第2章. 現状と課題

第1節. 八尾市の概況

1. 位置・地形

本市は府の東部にあって、東は生駒山系の稜線で奈良県に、西は大阪市に、北は東大阪市に、南は柏原市、藤井寺市、松原市に接し、南部は大和川に至ります。面積は41.72km²です。

本市の地形は、東部の生駒山地と西部の河内平野に大別されます。河川は、市域南部に大和川が西に流れており、その分流の玉串川、楠根川、長瀬川、平野川等は北西に流れています。市域東部の水を集め北に流れる恩智川は寝屋川水系を構成しています。

平野部は、旧大和川が形成した氾濫平野と自然堤防からなり、玉串川、楠根川、長瀬川、平野川等は、大和川が1704年に現在の位置に付け替えがされるまでの旧河道です。平野部の標高は5～10m、その大半が市街化されています。また、古代・中世においては大和と難波を結ぶ中継地として街道が発達し、久宝寺寺内町、萱振寺内町、八尾寺内町等古い街並みが形成されています。

生駒山地は、高安山（標高488m）を最高に標高400～450mの稜線が南北に連なっており、河内平野に面して斜度40度以上の急斜面が発達しています。山麓部は段丘及び複合扇状地地形となっており、緩斜面で、土石流地形や地すべり地形が見られます。

2. 気候・気象

気候は瀬戸内型気候に属し、概して温暖で年平均気温16.8℃、年間降水量1,232mm、年平均風速2.7m/s（大阪管区気象台八尾観測所・年ごとの値／平成25年（2013年）～平成29年（2017年）の平均値より）となっています。

3. 人口・行政区

本市の人口は、令和2年（2020年）3月末日現在、人口265,908人、世帯数125,624世帯です。人口推移を見ると、市制施行時の昭和23年（1948年）には64,431人でしたが、昭和30年代の高度経済成長期の人口・産業の都市集中により昭和44年（1969年）には207,361人と20万人を超え、昭和45年（1970年）以降も人口の増加傾向は続きましたが、平成3年（1991年）をピークに微減に転じています。

4. 土地利用構造

本市は、広域交通の大動脈となる大阪中央環状線沿いの西部地域と、中央部の地域及び東側の生駒山地及び山麓一帯の東部地域に区分されます。

西部地域は、交通の利便性を生かした都市活力ゾーンであり、工業地、住宅地等が広がります。中央部の地域は、近鉄八尾駅周辺を中心市街地や近鉄河内山本駅周辺、JR八尾駅周辺等の都市核と住宅、

商業、工業地域で構成されます。東部地域は、農業と住宅が調和する田園住宅地域であるとともに、山地や自然の広がるゾーンです。南部地域においては、ヘリコプター等の小型機専用空港となる八尾空港や陸上自衛隊八尾駐屯地があります。

5. 交通網

幹線道路は、南北軸として西側に大阪中央環状線・近畿自動車道が、東側に大阪外環状線が通っており、東西軸は南側に国道25号が通っています。これらの道路を軸として道路網が形成されていますが、主要な道路網となる都市計画道路については未整備の区間が多く、住宅密集地における狭小な生活道路等、道路整備の課題があります。

鉄道は、近鉄大阪線、信貴線、JR関西本線（大和路線）、おおさか東線、大阪メトロ谷町線が通っています。

6. 産業構造

本市では、事業所数の70%近くを小売業・サービス業等の第3次産業が占めています。また、第2次産業の占める割合も30%以上と高く特に製造業が占める割合が25.8%となっており、主要な産業となっています。

第2節. ごみ処理の現状

1. ごみの収集体制

(1) 家庭系ごみの収集概要

本市のごみ収集体制については、直営収集を実施しています。なお、本市では、指定袋制度を採用し、自治振興委員会の協力を得ながら、各世帯に無料配付を行っています。

家庭用指定袋、家庭系ごみの分別区分、収集頻度等は以下に示します。

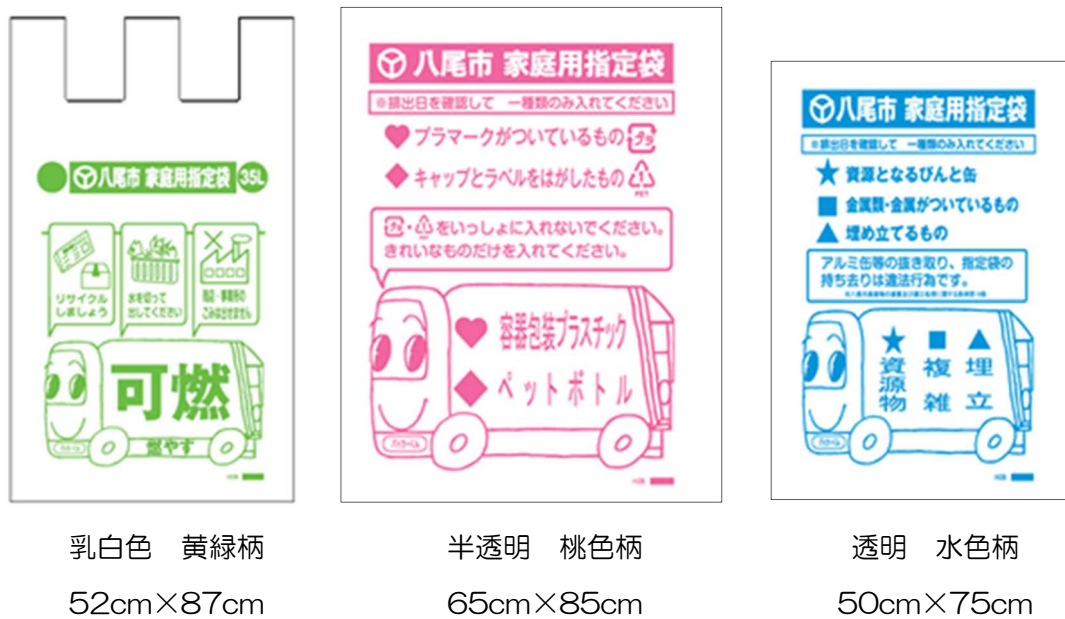


図2-1 家庭用指定袋



分別区分	ごみの種類	排出方式	収集頻度
可燃（燃やす）ごみ	生ごみ、草・小枝、紙おむつ（付着した汚物はトイレに流してください）、CD、革製品、プラマークのないプラスチック製品等の燃えるごみ	指定袋 （黄緑色） ●	2回／週
簡易ガスボンベ・スプレー缶	簡易ガスボンベ、カセットボンベ、スプレー缶	中が見える （分かる）袋	2回／週
容器包装プラスチック	レジ袋、ビニール袋、ラップ・フィルム類、卵パック等のプラスチック製容器類、お菓子等の袋類、食料品のトレイ・パック、カップ麺等の容器類、発泡スチロール類	指定袋 （桃色） ♥	1回／週
ペットボトル	ペットボトル	指定袋 （桃色） ◆	1回／月
資源物	食物、飲料、化粧品が入っていたびん、缶	指定袋 （水色） ★	2回／月
複雑ごみ	金属類、金属がついている物等	指定袋 （水色） ■	1回／月
埋立ごみ	陶磁器やガラス食器、板ガラス等	指定袋 （水色） ▲	第5水曜日
粗大ごみ	指定袋に入らない大きさのごみ	—	電話申込

表2-1 家庭系ごみの分別区分・排出方法・収集頻度

(2) 事業系ごみの収集概要

事業所から排出されるごみ（事業系一般廃棄物）については、事業用指定袋による直営収集と処理施設への自己搬入にて対応してきましたが、平成18年（2006年）6月から事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度を開始し、市の許可を受けている28社（令和2年（2020年）9月末現在）の事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、「許可業者」という。）が収集業務を実施しています。

2. ごみ処理の流れ

本市では、家庭から排出されるごみは、以下の図のとおり、処理されています。

可燃（燃やす）ごみについては、大阪広域環境施設組合八尾工場へ搬入し、焼却処理しております。処理後に残る焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に搬出され、埋立処分をしています。

粗大ごみ、複雑ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶、資源物、容器包装プラスチック、ペットボトルについては、八尾市立リサイクルセンターへ搬入し、選別・破碎・圧縮等の中間処理をしています。鉄やアルミ、ガラス等に資源化し、再生資源業者に引き渡しています。

埋立ごみについては、八尾市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分をしています。


また、事業所から排出されるごみ（事業系一般廃棄物）については、許可業者により、大阪広域環境施設組合八尾工場へ搬入し、焼却処理しています。



図2-2 八尾市のごみ処理の流れ

3. ごみ処理施設


(1) 焼却施設

名 称	大阪広域環境施設組合八尾工場	
所在地	八尾市上尾町七丁目 1 番地	
敷地面積	40,100m ²	
竣工	平成7年（1995年）3月	
総工費	約290億円	
焼却能力	基準能力 600 t / 24 時間	

※大阪広域環境施設組合は、大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市から排出される一般廃棄物の焼却処理・処分を共同で行うため、地方自治法第284条に基づき設置された一部事務組合です。

※焼却残渣（焼却処理した際に発生した灰等）は大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）にて埋立処分されます。

(2) 中間処理施設

名 称	八尾市立リサイクルセンター	
所在地	八尾市曙町二丁目 11 番地	
敷地面積	7,676m ²	
竣工	平成21年（2009年）3月	
総工費	総工費 30 億 5,431 万円	
施設	<p>○工場棟</p> <p>処理能力：粗大ごみ破碎施設 32 t / 日 資源ごみ選別施設 14 t / 日</p> <p>容器包装プラスチック圧縮梱包施設 10 t / 日</p> <p>ペットボトル圧縮梱包施設 2 t / 日</p> <p>○学習プラザ「めぐる」</p>	

(3) 最終処分場

名 称	八尾市一般廃棄物最終処分場	
所在地	八尾市上尾町九丁目 36 番地	
敷地面積	19,733m ²	
全体容量	70,000m ³	
残余容量	38,319m ³ 平成30年度（2018年度）埋立量 733m ³ （覆土を含む）	
竣工	平成8年（1996年）3月	
総工費	14 億 8,119 万 6 千円	

表2-2 八尾市のごみ処理施設

4. 処理実績

(1) ごみの総処理量

令和元年度（2019年度）は、73,738 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、10.4%減少しています。1 人 1 日あたりの処理量は、72.5 g 減少しています。

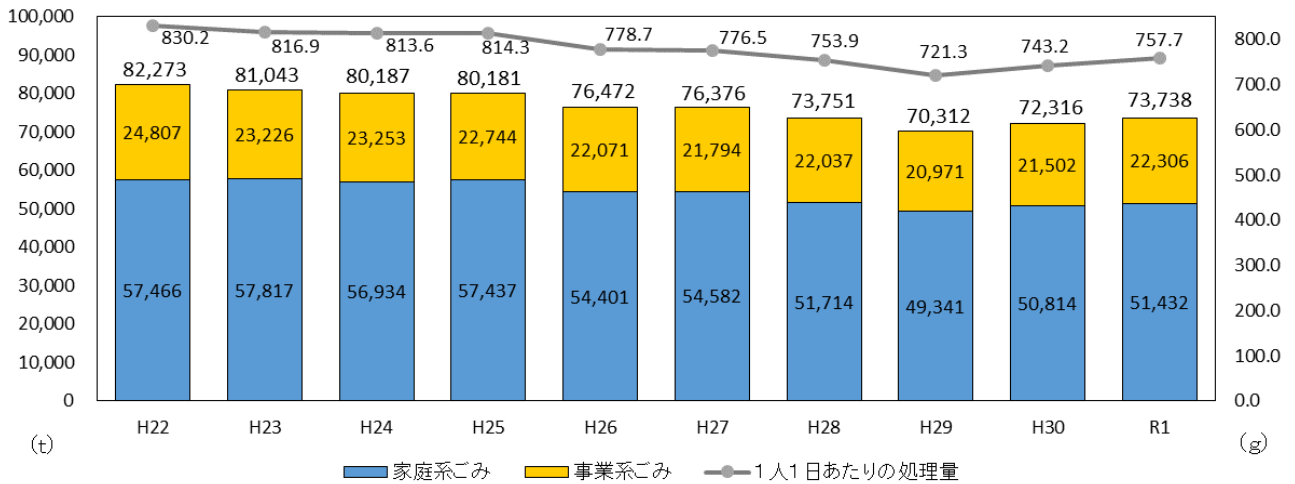


図 2-3 ごみの総処理量

(2) 家庭系ごみの処理量

令和元年度（2019年度）は、51,432 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、11.5%減少しています。1 人 1 日あたりの処理量は、51.4 g 減少しています。

この減少は、平成 25 年（2013 年）10 月からの粗大ごみの有料化、平成 28 年（2016 年）10 月からの、新しい指定袋制度の実施によるものと考えられます。

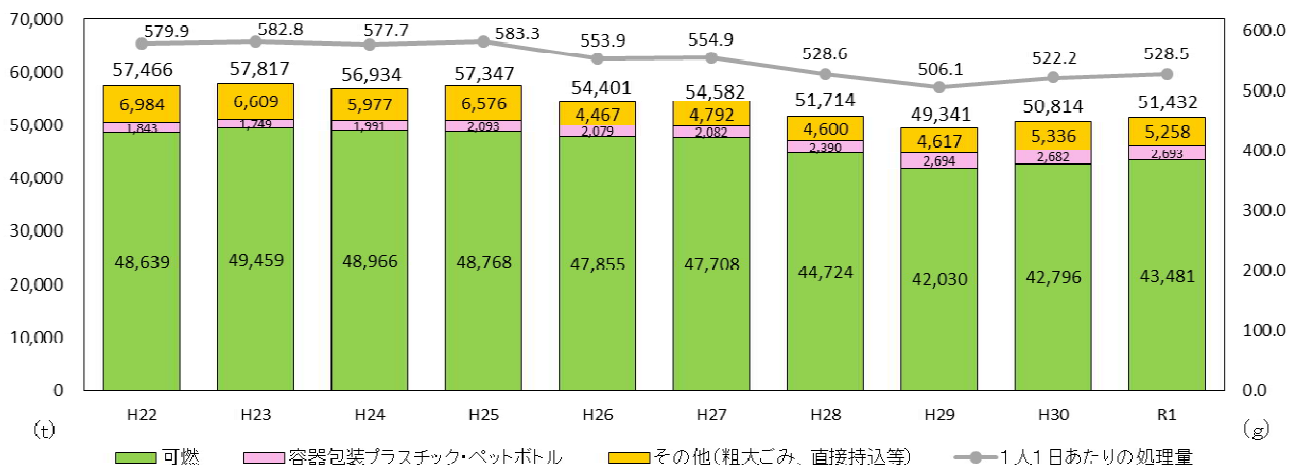


図 2-4 家庭系ごみの処理量

(3) 事業系ごみの処理量

令和元年度（2019年度）は、22,306 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）年度と比較して、10.1%減少しています。1 人 1 日あたりの処理量は、21.1 g 減少しています。

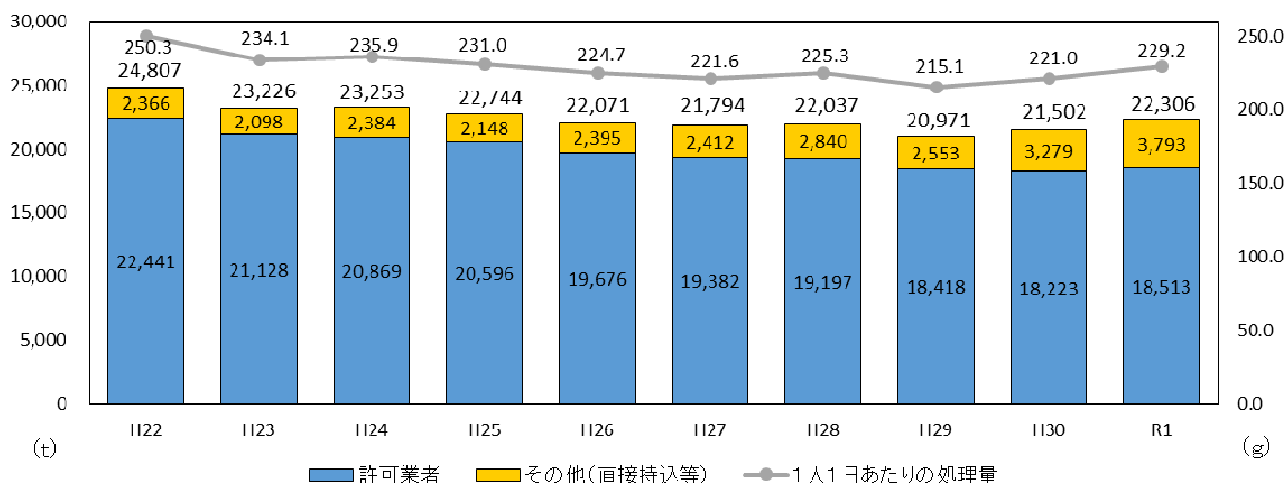


図2-5 事業系ごみの処理量

(4) 焼却処理量

令和元年度（2019年度）は、69,025 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、10.1%減少しています。

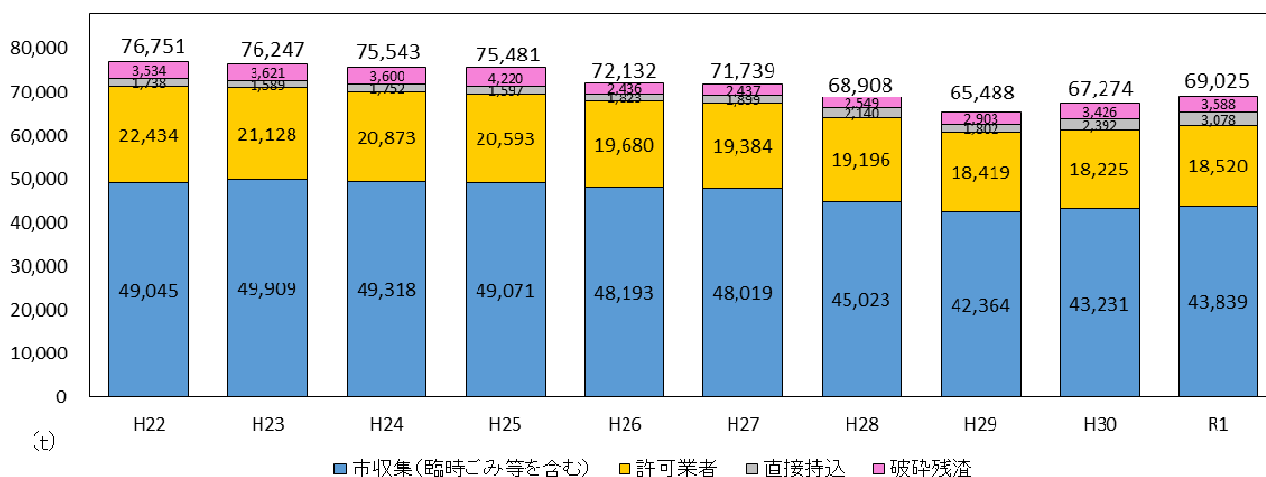


図2-6 焼却処理量

(5)リサイクル量

令和元年度（2019年度）は、11,135 t となっており、平成22年度（2010年度）と比較して、27.1%減少しています。集団回収における古紙回収量の減少が主な要因と考えられます。

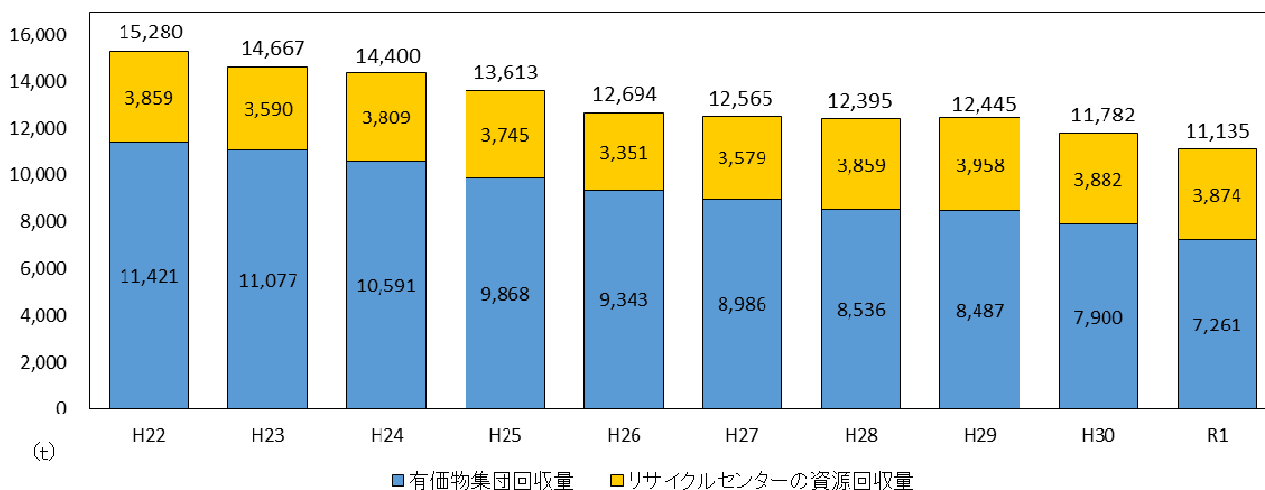


図2-7 リサイクル量

5. ごみの組成

平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの過去5年間の可燃（燃やす）ごみの組成の推移は以下のとおりです。

傾向としては、紙類と厨芥類が各々35%前後、合わせて70%程度を占めており、そのうち、紙類、食品ロス等リサイクルが可能なものがそれぞれの20%程度を占めています。令和元年度（2019年度）の組成割合をみると、全体の約半数は、リサイクル可能物、食品ロスで占めています。

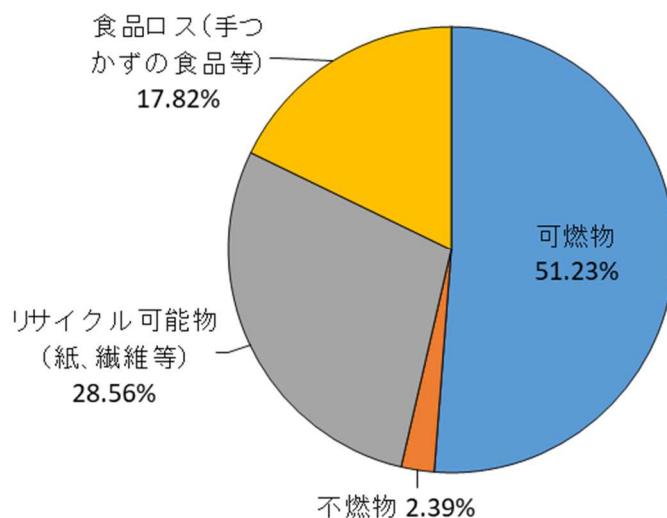


図2-8 可燃（燃やす）ごみの組成

組成割合（湿重量比）（％）

		平成27年度 （％）	平成28年度 （％）	平成29年度 （％）	平成30年度 （％）	令和元年度 （％）
可燃類	紙類	27.05	35.37	32.35	35.34	31.69
	（そのうち、リサイクル可能物）	14.55	17.93	16.02	19.38	15.34
	繊維類	9.57	4.62	5.48	8.01	9.26
	（そのうち、リサイクル可能物）	6.76	1.21	1.83	3.20	4.95
	木・竹・わら類	4.03	2.31	2.46	2.32	2.11
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	16.15	13.92	13.89	13.86	14.27
	（そのうち、リサイクル可能物）	7.88	8.32	10.00	8.66	7.98
	厨芥類	32.08	39.28	38.80	35.32	37.69
	（そのうち、食品ロス）			18.24	17.17	17.82
その他可燃物	1.19	1.12	2.40	0.80	2.30	
不燃類	鉄	0.32	0.14	0.26	0.18	0.14
	（そのうち、リサイクル可能物）	0.27	0.14	0.26	0.16	0.14
	アルミ	0.24	0.12	0.21	0.09	0.10
	（そのうち、リサイクル可能物）	0.18	0.02	0.08	0.00	0.00
	その他不燃物	7.34	0.45	1.74	2.69	1.12
	アルミを除く金属類	0.36	0.95	1.89	1.06	1.04
	貝類	1.27	1.38	0.00	0.00	0.00
	陶器・石類	0.08	0.10	0.00	0.00	0.07
	乾電池	0.03	0.02	0.04	0.06	0.06
	ガラス	0.29	0.22	0.48	0.27	0.15
（そのうち、リサイクル可能物）	0.24	0.21	0.26	0.22	0.15	
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

可燃（燃やす）ごみ
年間収集量（t）

47,708 44,724 42,030 42,796 43,481

表2-3 過去5年の可燃（燃やす）ごみの組成分析調査結果

●品目ごとの推計量

品目	組成割合	推計量	本来の排出方法、取組
リサイクル可能な紙類	15.34%	6,670 t	集団回収
リサイクル可能なビニール等	7.98%	3,470 t	容器包装プラスチック、ペットボトル
食品ロス	17.82%	7,748 t	食品ロスを発生させない取組

※ 推計量は、令和元年度（2019年度）可燃（燃やす）ごみ収集量から算出

表2-4 品目ごとの推計量

●可燃（燃やす）ごみに含まれていたリサイクル可能物・食品ロス



リサイクル可能な紙類



リサイクル可能なビニール



手つかずの食品

6. 処理経費

ごみ処理に係る経費は以下のとおりです。

処理経費に関しては、焼却処理、選別・破碎・圧縮等の中間処理、埋立処分合わせて、15億円前後で推移してきました。焼却処理については、平成26年度（2014年度）まで大阪市が運営していた焼却工場で行っていたため、焼却量に応じた委託料を大阪市に支払ってきましたが、平成26年（2014年）10月に「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（現・大阪広域環境施設組合）」が設立され、平成27年（2015年）4月から共同処理を行うことになったため、組合運営費を焼却量に応じて構成市が分担金を負担する仕組みに変わりました。

また、平成28年（2016年）10月から新しい指定袋制度を実施し、ごみ量が減ったこともあり、現在は12億円前後で推移しています。1人あたりの年間処理費用は4,670円となっており、平成22年度の5,580円と比較すると、910円減少しています。ごみの減量が進むほど、処理経費も抑えられる仕組みとなっています。

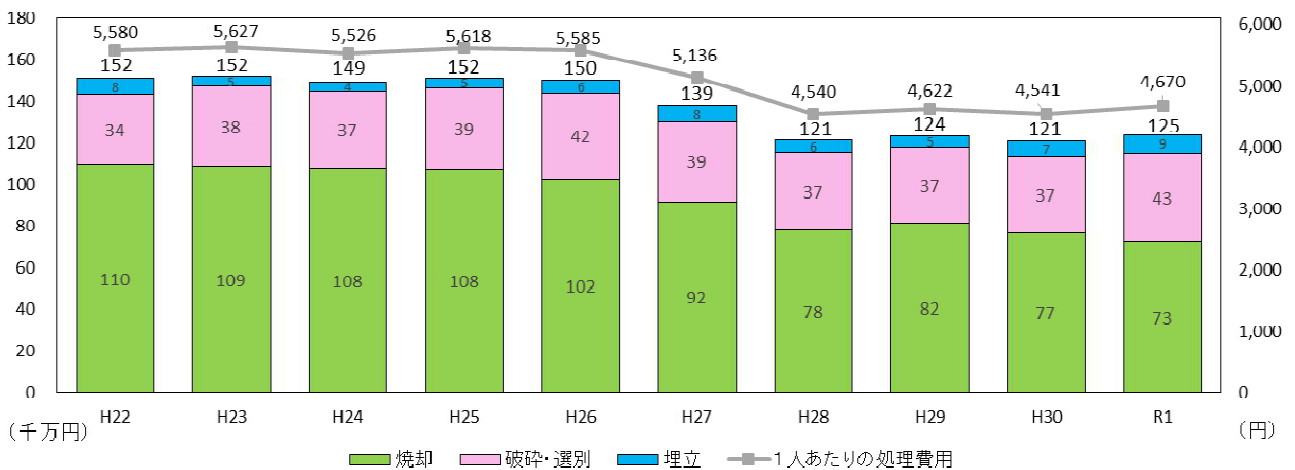


図2-9 処理経費

7. 他自治体との比較

(1) 大阪府内市町村との比較

府内市町村と比較すると、家庭系ごみ（資源物及び集団回収に係るものを除く）の1人1日あたりのごみ排出量が466gで、15位（43市町村中）に位置していますが、府民1人1日あたりの平均値（453g/人・日）を上回っています。

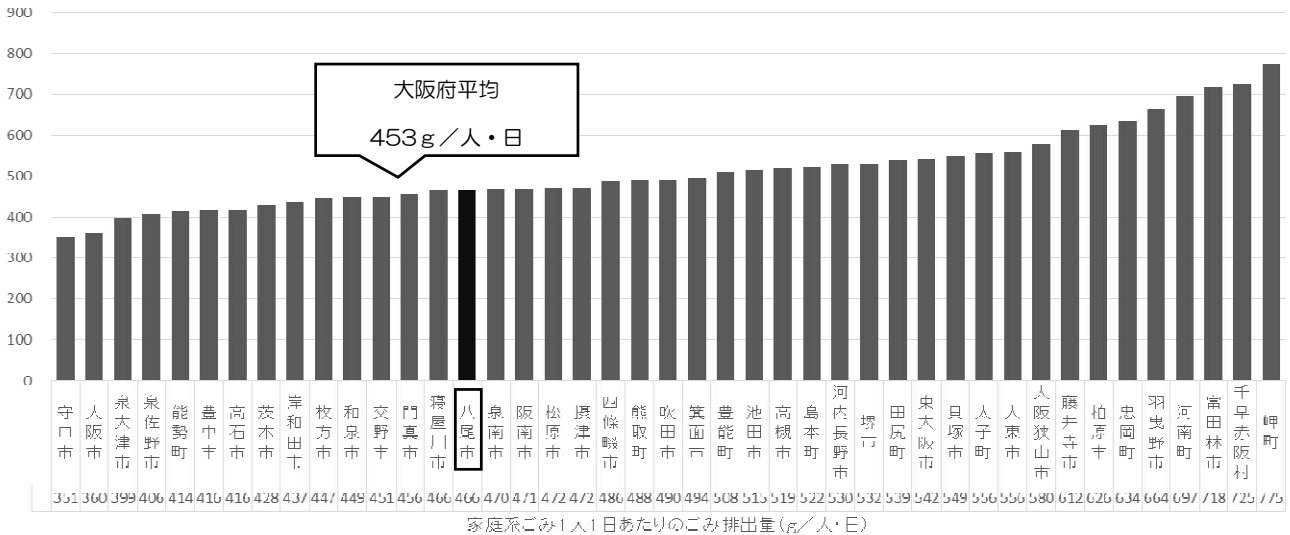


図2-10 大阪府下市町村における家庭系ごみの1人1日あたりのごみ排出量

（出典：平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果より作成）

(2) 中核市との比較

全国の中核市間で比較すると、家庭系ごみ（資源物及び集団回収に係るものを除く）の1人1日あたりのごみ排出量が466gで、15位（60市中）に位置しており、平均値（512g/人・日）を大きく下回っています。

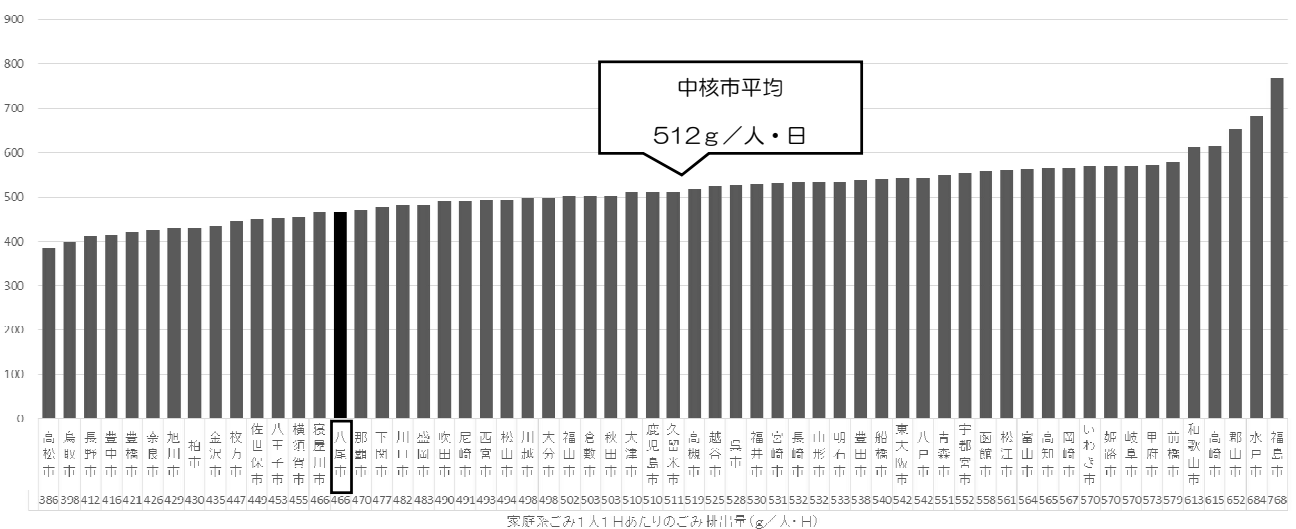


図2-11 中核市における家庭系ごみの1人1日あたりのごみ排出量

（出典：平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果より作成）

第3節. 計画改定に向けての方針

1. 現計画の達成状況

現計画の目標値と直近の実績の比較結果を以下の表に示しています。平成 24 年（2012 年）3月の改定当時は、焼却工場の管理運営経費や施設整備費といった負担が将来的に必要なことが想定されていたため、平成 24 年（2012 年）8 月、八尾市廃棄物減量等推進審議会に家庭ごみの有料制の導入について諮問し検討を行ってきましたが、平成 25 年 4 月に「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（現・大阪広域環境施設組合）」の設立に向けた準備が進められました。本市のごみの焼却処理にかかる状況が計画当初の状況と大きく変化したことを踏まえ、家庭ごみの有料制の導入を見送り、従来の指定袋制度の検証、見直しを実施し、ごみの減量に取り組むことになりました。

総処理量等、計画実施前と比較すると全体的に減少傾向にあります。目標は未達成です。

評価項目	単位	現計画（H24.3 改定）目標値		実績		
		平成 27 年度	平成 32 年度 （令和 2 年度）	平成 23 年度 （開始前）	平成 27 年度 （中間）	令和元年度 （直近）
人口	人	267,000	258,000	271,066	268,755	265,908
総処理量	t/年	69,399	64,084	81,043	76,376	73,738
家庭系ごみ	t/年	47,460	44,741	57,817	54,582	51,432
事業系ごみ	t/年	21,939	19,343	23,225	21,794	22,306
1人1日あたりの処理量	g/ 人・日	710.2	680.5	816.9	776.5	757.7
家庭系ごみ	g/ 人・日	485.7	475.1	582.8	554.9	528.5
事業系ごみ	g/ 人・日	224.5	205.4	234.1	221.6	229.2
焼却処理量	t/年	62,626	57,934	76,247	71,739	69,025
資源化量	t/年	23,155	24,305	14,667	12,565	11,135
集団回収量	t/年	15,723	15,642	11,077	8,986	7,261
リサイクルセンターの資源回収量	t/年	5,141	5,114	3,590	3,579	3,874
事業系ごみ	t/年	1,925	3,088	—	—	—
生ごみ堆肥化	t/年	366	461	—	—	—
リサイクル率	%	26.5	29.2	15.9	14.7	13.8

表 2-5 数値目標の達成状況

★八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)における算出方法★

1人1日あたりの処理量 (g/人/日)

$$= \text{総処理量 (集団回収量は含まない)} \div \text{人口} \div 365 (366) \text{日} \times 1,000,000$$

リサイクル率 (%)

$$= (\text{資源化量}) \div (\text{総処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

2. 計画改定に向けての方針

食品ロスについては、本計画の他に、持続可能な開発目標 (SDGs) や令和元年 (2019 年) に策定された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを令和 12 年度 (2030 年度) までに平成 12 年度 (2000 年度) の半減とする目標が設定されました。また、令和元年 (2019 年) 10 月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行し、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。本市においても、関係機関と連携を図りながら、効果的な方策を講じていく必要があります。

また、プラスチックごみ削減については、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable (再生可能資源への代替) を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年 (2019 年) 5月に策定されました。戦略では、「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック」それぞれに対するマイルストーン (目標) が定められました。「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組み、令和 12 年 (2030 年) までにワンウェイプラスチックを累積 25% 排出抑制することが盛り込まれています。本市においては、令和元年 (2019 年) 6月に「やおプラスチックごみゼロ宣言」を行い、マイバッグやマイボトルの活用や、河川及び市街地の清掃活動の参加等、プラスチックごみ削減を目指して各取組を推進しています。

YAO toward Zero Plastic Waste

やおプラスチックごみゼロ宣言

プラスチックは、利便性・経済性に優れていることから、社会において広く大量に普及し、私たちの日常生活は、その恩恵に大きく依存しているところです。しかし、その一方で、不用意に投棄されたプラスチックごみが、河川から海へと流れ込み、やがては細分化され、マイクロ・プラスチックとなって、海洋汚染を引き起こすとともに、魚や海鳥等が誤食するなど、生態系への深刻な悪影響が懸念されており、早急に取り組むべき地球規模の課題となっています。

このような中、本市では、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づいた循環型社会や「きれいなまち八尾」、プラスチックごみゼロの実現に向けて、市民の皆様のご理解のもと、3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動をはじめ、河川等におけるクリーンキャンペーン、市街地での美化・清掃活動など、市民、事業者、行政の協働を一層推進し、自ら率先した不断の取り組みを行うことを、ここに宣言します。

2019年6月28日

八尾市長 大松 桂右



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



図2-12 やおプラスチックごみゼロ宣言

第3章. 計画の基本理念と目標

第1節. 基本理念と基本方針

1. 基本理念

本市が目指す姿と市民・事業者・行政が取り組む姿勢を基本理念として、以下のとおり掲げます。
市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働して取り組み、循環型社会の実現を目指します。

基本理念

未来へつなぐ 循環型都市『やお』
～ごみ減量へプラスワン・アクション～

【基本理念の考え方】

現計画の「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』～ごみゼロ（最終処分量ゼロ）、資源が循環するまちを目指して～」という基本理念を継承しつつ、現在、本市に関わるすべての人が環境のために実践している取り組みに加え、「新しいことを始める」「これまで取り組んできたことを人に広める」等、環境のためにもう一步踏み出すこと（プラスワン・アクション）が、循環型都市を形成する上で重要です。また、プラスワン・アクションの積み重ねが、『やお』の子どもたちへ浸透し、引き継いだ子どもたちが大人になり、そして、さらにその子どもたちに伝えていくことが、美しい『やお』のまちの未来へつながることから、上記の基本理念としました。

2. 基本方針

基本理念の実現には、3Rの考え方（ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））に基づいて、市民・事業者・行政が協働して、取り組んでいく必要があります。

基本理念の実現に向けて、以下の5つの基本方針を掲げます。

I. パートナーシップの構築

II. 持続的に発展可能なシステムへの転換

III. 事業系ごみの減量・資源化施策の推進

IV. 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進

V. 安全・安心、安定的なごみ処理の推進



図3-1 基本理念と基本方針のイメージ図

第2節. 目標

1. 目標

本計画の達成状況を計る指標として、以下の数値目標を設定しました。

令和10年度（2028年度）までに

① 資源化されている量を除くごみ処理量 57,000 t

※約12,000 tの削減を目指します。（令和元年度実績：69,864 t）

② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 420 g

※約70 gの削減を目指します。（令和元年度実績：489 g）

【算出方法】

① = 家庭系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量 - リサイクルセンター資源化量

② = (家庭系ごみ排出量 - リサイクルセンター資源化量) ÷ 人口 ÷ 365 (366) 日 × 1,000,000

【目標の考え方】

紙類、プラスチック類、食品ロスについて、国や府が定めている計画の目標や現計画の目標を踏まえ、以下の考え方に基づき、目標を設定しました。家庭系ごみ、事業系ごみを問わず、ごみを出さない意識、正しく分別する意識が定着していけば達成可能な目標です。

- ・紙類、プラスチック類の排出抑制及び使用削減（リデュース）
- ・食品ロスの削減（リデュース）
- ・可燃（燃やす）ごみに含まれるリサイクル可能物の適正排出（リサイクル）

【目標を達成するためのポイント（一例）】

- ・古紙類は可燃（燃やす）ごみではなく、集団回収に出す。
- ・電子書籍の活用等、紙を出さないライフスタイルにする。
- ・プラマークがついたものは容器包装プラスチックの日に出す。
- ・マイボトルを利用し、ペットボトルの使用を控える。
- ・買い物は、賞味期限、消費期限が近いものから買う。
- ・日々の食事は、残さずに全部食べる。

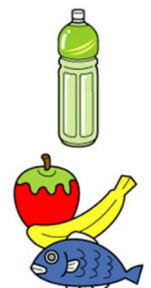
等

70gってどれくらい・・・？

ペットボトル(500mm) 2本

リンゴ 1/4個

バナナ 1/2本



**できることから始めてみましょう。
プラスワン・アクション！**

	単位	令和3年度 (2021) 初年度	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 中間目標	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028) 最終目標	【参考】 令和元年度 (2019) 実績
想定人口 (人)	人	264,000	262,000	261,000	260,000	258,000	257,000	256,000	254,000	265,908
目標										
資源化されている量を除くごみ処理量	t	67,426	65,896	64,594	63,291	61,560	60,251	58,983	57,000	69,864
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g	482	475	465	458	448	440	431	420	489
家庭系ごみ										
合計	t	50,315	49,217	48,277	47,337	46,039	45,097	44,191	42,788	51,432
可燃 (燃やす) ごみ	t	42,182	41,126	40,199	39,272	38,015	37,087	36,193	34,831	43,256
容器包装プラスチック	t	2,143	2,155	2,175	2,195	2,208	2,228	2,248	2,260	2,129
ペットボトル	t	551	538	526	514	501	489	477	464	564
資源物	t	1,853	1,839	1,832	1,825	1,811	1,803	1,796	1,782	1,866
雑雑ごみ	t	999	991	987	984	976	972	969	961	1,006
埋立ごみ	t	404	401	399	398	395	393	392	389	407
簡易ガスボンベ・スプレー缶	t	61	60	60	60	59	59	59	58	61
粗大ごみ	t	786	780	777	774	768	765	762	757	792
臨時ごみ・不法投棄	t	627	623	620	618	613	611	608	604	637
直接持込	t	709	704	702	697	693	690	687	682	714
事業系ごみ										
合計	t	20,965	20,518	20,155	19,793	19,345	18,980	18,617	18,025	22,306
許可業者	t	18,100	17,682	17,332	16,984	16,564	16,215	15,866	15,302	18,513
可燃 (燃やす) ごみ (市収集)	t	223	222	221	220	218	217	216	215	225
資源物 (市収集)	t	8	8	8	8	8	8	8	8	8
雑雑ごみ (市収集)	t	3	3	3	3	3	3	3	3	3
埋立ごみ (市収集)	t	1	1	1	1	1	1	1	1	1
直接持込	t	2,630	2,602	2,590	2,577	2,551	2,536	2,523	2,496	3,556
リサイクル量										
合計	t	11,107	11,071	11,087	11,106	11,091	11,111	11,115	11,082	11,135
リサイクルセンター-資源化量	t	3,854	3,839	3,838	3,839	3,824	3,826	3,825	3,813	3,874
集団回収量	t	7,253	7,232	7,249	7,267	7,267	7,285	7,290	7,269	7,261
燃却量										
大阪広域環境施設組合/八尾工場搬入量	t	66,475	64,952	63,654	62,355	60,630	59,325	58,060	56,084	69,025
中間処理量										
八尾市立リサイクルセンター搬入量	t	7,286	7,249	7,240	7,231	7,196	7,185	7,176	7,141	7,320
最終処分量										
八尾市一般廃棄物最終処分場搬入量	t	951	944	940	936	930	926	923	916	958
大阪湾広域臨海環境整備センター (フェニックス) 搬入量	t	9,307	9,093	8,912	8,730	8,488	8,306	8,128	7,852	9,638

表3-1 品目ごとの数値目標

第4章. 目標達成に向けた施策

第1節. 基本方針Ⅰ パートナーシップの構築

1. 市民・事業者・行政の相互理解と協力体制の整備

ごみの減量・資源化のために、市民・事業者・行政が協働で取り組み、相互理解を深めるとともに、協力体制を整備し、環境にやさしいコミュニティを形成していけるように、ごみ減量推進員制度の充実、市民と行政との情報交流の活性化、事業者と行政との情報交換や情報提供の充実を図ります。

【主な施策】

① ごみ減量推進員制度の充実

- ・ごみ減量推進員を対象とした研修会、施設見学会の実施
- ・地域が抱える課題解決へ向けた体制の整備
- ・ごみ減量推進員に対する意識調査

② 排出事業者への情報提供の充実

- ・多量排出事業者からの事業系一般廃棄物減量計画等報告書の提出及び事業系廃棄物管理責任者等との情報交換
- ・事業系ごみ適正処理ハンドブックの活用
- ・排出事業者への訪問指導

2. ごみ・環境問題に関する情報提供の充実

情報を共有し、相互理解を深めるとともに、市民のごみの減量・資源化の実践行動を支援するため、老若男女問わず、すべての人に分かりやすい情報提供に努めます。

【主な施策】

① 多様な手法による情報提供

- ・生活応援アプリ「やおっぴ」及びSNS（ソーシャルネットワークサービス）等の活用
- ・従来の市政だより、ホームページ等、より分かりやすい情報の提供
- ・配慮が必要な人へ向けた情報伝達方法の研究

② 対象を明確化した情報提供

- ・転入者等、本市に初めて住む人への情報提供
- ・地域への情報提供

③ 継続的で分かりやすい情報発信

- ・収集曜日カレンダーの配布、生活応援アプリ「やおっぴ」等の更新

- ・ごみの分け方・出し方ハンドブックの配布、更新

3. 自治体間の連携・協力による施策の推進

大阪広域環境施設組合八尾工場での可燃（燃やす）ごみの焼却処理、適正処理困難物への対応、災害時や施設故障・改修時の相互応援体制等、自治体間の連携・協力による施策の推進を図ります。

【主な施策】

① 大阪広域環境施設組合との連携強化

- ・大阪広域環境施設組合を構成する自治体との協議と意見交換
- ・大阪広域環境施設組合との連携によるごみ搬入監視体制の強化

② 自治体相互間の連携強化

- ・災害時や施設の故障、改修時の相互応援体制の整備
- ・自治体間での情報交換体制の充実

③ 国・府等関係機関への要望

- ・最終処分場確保に向けた大阪湾フェニックス計画事業継続の要望
- ・全国都市清掃会議や大阪府中部ブロック清掃協議会等を通じた制度整備の要望

4. 全庁的な取組の推進

ごみの減量・資源化を推進する関係部門との情報交換を密にして、ごみの減量・資源化に取り組むとともに、環境に配慮した事務事業を実施するため、職員研修の充実、庁内の推進体制の整備を図ります。

【主な施策】

① ごみの減量・資源化を推進する関係部門との連携強化

- ・関係部門との情報交換体制の充実

② 職員のごみの減量・資源化に対する意識の向上

- ・職員研修の充実
- ・庁内の計画的な事業の推進

③ 環境に配慮した事務事業の推進

- ・庁内で使用する消耗品等のグリーン購入の推進
- ・環境マネジメントシステムの推進

第2節. 基本方針Ⅱ 持続的に発展可能なシステムへの転換

1. ごみの少ない、ものを大切にするライフスタイルの普及

事業者は設計段階から最終処分まで一定の責任を負う製品づくりだけでなく、不要になった製品の自主回収の充実に努めます。市民はものを大切にするライフスタイルへの転換に努め、事業者・行政は協働し、持続的に発展可能な暮らしを目指した社会経済システムの構築を図ります。

【主な施策】

① 拡大生産者責任制度（EPR）の確立

- ・処理困難物の自主回収制度の整備を要望
- ・環境にやさしくリサイクル可能な製品づくりを要望
- ・簡易包装の推進等、ごみの発生抑制・リサイクルの拡大に向けた取り組みを要望

② リユース機会の提供

- ・フリーマーケット等の情報提供

③ 環境に配慮した製品等の購入促進

- ・エコマーク付き製品や簡易包装製品等の購入促進

2. 資源を有効活用する事業活動、店頭等における資源回収の促進

部品の共有化、長期確保、販売店における修理カウンターの整備等、製品の修理体制の整備を事業者に求め、資源を有効活用した事業者の活動内容について、市民に情報提供を行います。

また、資源回収の促進を図るため、スーパー等へ店頭回収の協力を求めるとともに、店頭回収実施店に関する情報を市民へ提供し、回収への協力を呼びかけます。行政は、公共施設等における拠点回収の整備に努めます。

【主な施策】

① 発泡トレイ、紙パック、空き缶等の自主回収を促進

- ・スーパー等の店頭における自主回収の拡大
- ・回収実施店舗の情報提供

② 他の品目の研究及び回収の実施

- ・現在回収を行っていないリサイクル可能な品目の回収を検討

③ 公共施設等における拠点回収の整備

- ・ペットボトル、充電式電池等の拠点回収場所の整備
- ・現在回収を行っていない新たな品目の回収を検討

3. 再生紙等の再生品の利用拡大

グリーンマーク商品やエコマーク商品等の再生品の需要を拡大するため、行政は、市民・事業者に対してこれらの商品に関する情報を提供し、購入を呼びかけます。

【主な施策】

- ① 市民・事業者への再生品等に関する情報提供と使用の促進
 - ・家庭、事業所等で使用する消耗品等のグリーン購入の推進

第3節. 基本方針Ⅲ 事業系ごみの減量・資源化施策の推進

1. 排出者責任の定着

行政は、事業活動に伴って排出されるごみの処理やりサイクルの責任が、排出事業者にあることを経営者や従業員に定着するよう周知に努めます。

【主な施策】

- ① 排出事業者向けの啓発活動の実施
 - ・事業系ごみ適正処理ハンドブック等の活用
 - ・排出事業者への訪問指導
- ② 少量排出事業者等への対応
- ③ 社会情勢に応じたごみ減量への取り組みの実施
 - ・法令の整備等による事業所内におけるごみ減量への取り組みの工夫
 - ・事業内容や雇用形態等を問わない事業所全体での取り組みの推進

2. 排出事業者に対する減量指導の強化

事業系ごみの減量・資源化に向けて、事業系一般廃棄物減量計画等報告書の提出等を通じてごみの自主的な管理を促し、減量指導の強化を図ることで、ごみの減量・資源化を推進します。

【主な施策】

- ① 事業系一般廃棄物減量計画等報告書による減量指導の運用
 - ・事業系一般廃棄物減量計画等報告書の提出と報告書の点検
 - ・排出事業者への訪問指導及び減量指導の実施
- ② 減量指導実施体制の整備
- ③ 事業系一般廃棄物の分別指導の強化

3. 搬入物検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施

産業廃棄物等の搬入不適物の搬入防止のため、許可業者に対して搬入物検査を実施します。搬入物検査において、搬入不適物が見受けられた場合は、許可業者及び排出事業者に内容確認のうえ、適正処理等について啓発・指導を行います。

【主な施策】

- ① 許可業者への搬入物検査の強化
- ② 搬入物結果に基づいた排出事業者への指導の実施
 - ・ 許可業者と連携し、排出事業者への減量及び適正排出の指導

4. 食品廃棄物の資源化の促進

食品廃棄物のリサイクルの推進に向け、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度との整合を図ります。

【主な施策】

- ① 事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度との整合
 - ・ 許可基準及び許可条件の見直しの検討

5. 資源化可能物の資源化の促進

古紙類等、事業系一般廃棄物について、焼却処理を行わずに資源化を行う仕組みを検討します。また、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度との整合を図ります。

【主な施策】

- ① 古紙類等の資源化可能物について、資源化するよう排出事業者への呼びかけ
 - ・ 資源化可能物における処理方法の情報提供
 - ・ 新たな資源化可能物の処理方法の検討

第4節. 基本方針Ⅳ 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進

1. 環境教育・環境学習の推進

行政は、市民がごみの減量やリサイクルに積極的に取り組めるよう、環境教育や環境学習の充実を図ります。また、環境教育や環境学習を通じて、子どもから高齢者まで、環境に対する意識の向上を図ります。特に本市の未来を担う子どもに対しては、学校教育における「総合学習の時間」等を活用し、学校と地域との連携を図り、体系的な環境教育を推進します。

【主な施策】

① 環境教育の充実

- ・環境出前講座の実施
- ・教育委員会との連携

② 環境学習の充実

- ・学習プラザ「めぐる」を拠点とした環境学習の充実
- ・施設見学会の開催等、ごみ処理現場を実際に体感できる機会の提供

2. 生ごみの減量・資源化の推進

生ごみの減量・資源化を図るため、家庭用電動生ごみ処理機等の普及を支援するための助成制度等を継続するとともに、水切りの浸透、食品ロスの削減のため、情報提供や啓発活動の充実に努めます。

【主な施策】

① 生ごみ堆肥化の推進

- ・家庭用電動生ごみ処理機購入助成制度の実施
- ・生ごみ堆肥化容器（コンポスト）購入助成制度の実施
- ・生ごみ堆肥化ぼかし容器貸与制度の実施

② 生ごみの水切りの浸透

- ・水切り方法の情報提供

3. 食品ロス削減の推進

可燃（燃やす）ごみに含まれる食品ロスの削減が、ごみの減量に大きな影響を与えることから、食品ロスの削減の推進に関する法律を踏まえ、市民や飲食店をはじめとした事業者等と協働し、積極的に取り組みます。

【主な施策】

① 食品ロス削減の啓発

- ・食品ロス削減推進計画の策定
- ・食品ロス削減につながる市民講座の実施
- ・家庭から排出される食品ロス削減方法の情報提供
- ・本市独自の食品ロス削減運動の展開

② 飲食店、販売店等との連携

- ・少量サイズの販売、テイクアウト販売の拡大等、食品ロスを発生させない販売方法の展開
- ・食品ロス削減協力店の周知

③ 教育委員会、関係機関等との連携

- ・学校教育における食品ロス削減
- ・フードバンクを活用した余剰食品の有効利用

4. プラスチックごみ削減の推進

海洋プラスチックごみ問題が世界的に懸念されており、本市においても、プラスチックごみの削減に向けた取組を拡大し、なるべくごみを出さないライフスタイルへの転換を図ります。

【主な施策】

① プラスチックごみ削減の啓発

- ・「容器包装プラスチック」での排出の周知
- ・マイボトル、マイバッグ持参運動の展開
- ・新たなリサイクル可能なプラスチックごみの収集及び処理方法の検討

② 販売店等との連携

- ・簡易包装の実施、代替素材の使用等、プラスチックごみを発生させない販売方法の展開

5. 集団回収等の自主的なリサイクル活動の推進

行政は、町会、子ども会等が実施している集団回収について、より意欲的な活動を継続できるよう充実したサポートを行います。また、ごみの減量・資源化に関する模範的な活動を行っている個人・団体に対して、表彰や活動紹介を行うなど、市民の自主的な活動に対する支援を行います。

【主な施策】

① 集団回収の充実

- ・ 奨励金制度の継続
- ・ 看板、紙ひも等の支援物品の提供
- ・ 回収範囲、回収ルートの整備
- ・ 未実施地区への実施の支援
- ・ 積極的な活動を行う団体への支援の検討

② 自主的なリサイクル活動の推進

- ・ ごみの減量に積極的に取り組む市民等への支援

第5節. 基本方針V 安全・安心、安定的なごみ処理の推進

1. 資源化の推進と適正処理、効率的かつ効果的な分別収集体制等の整備

市民・社会ニーズを的確に把握し、効率的な分別収集体制の整備を図ります。また、高齢化の進展といった社会の動向に対応したごみ収集を実施します。さらに、環境負荷の軽減を目指した分別収集体制の整備を図るとともに、指定袋制度について、市民ニーズを検証し、より充実した制度となるよう整備に努めます。

【主な施策】

- ① 市民ニーズ、国の動向に注視し、新たな資源化可能物について回収ルートの整備を検討
 - ・新たな資源化可能物の収集の検討
- ② 効率的な分別収集体制の整備
 - ・収集ルート、収集車両配置等を必要に応じて見直し、効率的な分別収集体制を整備
- ③ 高齢者等のごみ出しへの支援事業の推進
 - ・ふれあい収集の実施
- ④ 環境負荷が少なく、かつ分別収集を効率的に行う収集車両の導入
- ⑤ 家庭用指定袋制度の充実
 - ・配付枚数、配付方法等、市民ニーズに応じた手法の検討
- ⑥ 職員研修の実施

2. 既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と延命化

八尾市立リサイクルセンター、八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底に努め、周辺環境への影響を未然に防止するとともに、施設における事故防止に努めます。また、市民や事業者へごみの適正排出を周知徹底するとともに、ごみの減量・資源化を推進し、施設の延命化を図ります。

大阪広域環境施設組合八尾工場については、構成市との連携を強化し、周辺環境への影響を未然に防止するとともに、維持管理の徹底と焼却施設の延命化を求めます。

【主な施策】

- ① 大阪広域環境施設組合八尾工場との連携
 - ・大阪広域環境施設組合構成市との連携強化
 - ・八尾工場地元連絡協議会の開催
- ② 八尾市立リサイクルセンターの維持管理の徹底
- ③ 八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底
- ④ 大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）との連携

3. 将来におけるごみ処理施設の方向性についての調査研究及び安定的な確保

本市の将来におけるごみ処理施設の方向性について、新たな処理技術を含め、長期的視点に立って調査研究を進めます。

本市の埋立ごみの処分を担っている八尾市一般廃棄物最終処分場については、代替地の確保が困難であることから、埋立ごみの適正排出の周知徹底により、延命化を図ります。

また、将来における最終処分場としての機能を確保するため、大阪湾フェニックス計画事業の継続を要望するとともに、ごみの減量・資源化の推進により、最終処分量の削減を図ります。

【主な施策】

- ① 将来の大阪広域環境施設組合のあり方についての検討
- ② 大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）の事業継続の要望

4. 不法投棄等の防止

不法投棄について意識啓発に取り組みます。また、関係機関と連携したパトロールの実施等を実施し、不法投棄されにくい環境の整備に努めます。

【主な施策】

- ① 不法投棄に関する対策の推進
- ② 関係機関と連携したパトロールの実施
- ③ 八尾市廃棄物不法投棄対策連絡調整会議の開催
- ④ 道路・公園等の美化の推進
- ⑤ 資源物等の抜き取り、持ち去り行為への対策の推進
- ⑥ 不用品回収業者に対する指導

5. 災害廃棄物処理対策の充実

地震、台風等の大規模災害に伴い発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、八尾市災害廃棄物処理計画等の実効性を確保するため、災害廃棄物処理対策の充実を図ります。

【主な施策】

① 八尾市災害廃棄物処理計画の実効性の確保

- 災害発生時における関係機関等との連携
- 災害廃棄物の収集方法、仮置場等の事前広報の実施
- 災害廃棄物処理に関する研修の実施

② 八尾市災害廃棄物処理計画の見直しの検討

- 災害廃棄物対策指針等、国・府における諸計画との整合性
- 八尾市地域防災計画との整合性